

◎地方通信

近畿方面

東洋一の模範道路

- 街路樹總て七千株中今春植付ける分一千八百株の植付も済んで
 鋪裝も漸次目鼻がつき、阪神新國道の武庫川、蘆屋川間は遅くも
 五月末までに開通の運びとなつた。街路樹は銀杏であつて之には
 愛護宣傳の木札を下げ各町村青年團が主としてその保護に任じて
 居る。やがてこうして愛育せられた緑陰濃やかな銀杏樹が、亭々
 として天を衝く幅員十四間の大路を想像する時、我等は東洋一の
 模範道路たるの誇を感じる。因に銀杏を街路樹に選んだ理由は
- 一 國粹的の樹木で目下衰滅に瀕しつゝあるのを保護する意なること
 - 二 防火上最も効果ある樹木であること
 - 三 葉の散りぎはが櫻と同様サツと散つてしまふこと
 - 四 成長すると雄大の感じがすること
 - 五 散つた後の姿が優美であること

減びゆく人力車

電車が出来て大阪名物の巡航路が影をひそめ、次いで自動車の出現で人力車が驅逐されてゆく、七八年前の四五月頃は上方見物の人達を乗せた、一人乗や相乗車が市内をぞろ／＼走つてゐたが今は岡太郎の全盛で人車は大阪の表玄関たる梅田をはじめ天王寺難波、湊町の各驛から天保山、川口の船着場などに僅にその面影を残してゐるに過ぎない有様である。これも交通機關の發達により速力の上から料金の點から、いづれにしても人力車に對して電車や自動車が進にまさつてゐることは、いふまでもなく、人力車が今日の運命に陥つたのは止むを得ないことである。客待つ姿もしよんぼりと氣の毒なくらい寂し氣である。この減び行く人力車の消長を見るに、去る大正九年の十二月末現在普通組合に屬するもの即ち大阪市内各帳場の人力車數四千九百八十七臺と二人乗が五十四臺、それに特置組合に屬するもの即ち各驛や船着場などに七百六十七臺の車があつたのだが、十二年になると普通組合三千二百三十八臺、二人乗二十九臺、特置組合も七百七臺に減じた、更に十四年には普通組合二千七百十臺と二人乗は僅かに一臺に減じ特置組合も五百九臺に減じた、更因はいふまでもなく自動車の出現で、それも十三年四月はじめて均一タクシーが出来てから約一ヶ年程の間にこれを眞似た岡太郎が一時に簇出し、十四年四月頃から市内の帳場はことごとく自動車にふみにぢられた形で今日では殆んど半數に減じてしまつた。特置組合も同様大打撃を蒙つて僅に勝手を知らぬ地方人相に息をついでゐる始末である

道路愛護の懸賞標語とポスター

兵庫縣では豫て道路愛護の標語とポスターとを一般がら懸賞募集であつたが、応募者は標語千二百九十四人、四千二百十一句ポスター八十枚の多數に及び、審査員は、數日に亘つて嚴選に嚴選を重ね結局左記標語を入選と決定して發表した。

よき道迎ればよき里あり
ほんの僅かな注意と愛護

狭い道路も廣くなる

路面の一鍬萬人の喜び

道路繕すは鍬より心

社會奉仕も數々あれど

手近手輕なみちなほし

吾が踏む道は吾が手で直せ

道を愛せよ郷土の道を

村が榮えりや國が富む

愛する道路に危険なし

大阪を貫く大道路の工事いよいよ始まる

梅田から難波まで一直線に突つ走らうとする大阪市都市計畫の廣路御堂筋線(二十四間)の工事は都市計畫中でも一ばん大きな、又一ばん肝腎な事業でそのうち第一と第二區間の梅田大江橋間の用地はすでに十三年度に買収され、十四年四月一から本工事を施行のはずだつたところ、道路兩側の住民立退が問題となつて市

ではさんざん手を焼いてゐたが、それも漸次解決して、第一區間の梅田から梅田新道までには僅十軒ばかりが残るのみとなつたので市ではいよいよ十九日朝多數の技師、工夫等を現場へ繰出して梅田阪急前を第一歩にこの勇ましい工事振出しの鍬を入れはじめた最初は單に路面工事だけであるが普通道路の擴張工事とは違つてこの廣路の路面に電車、地下にはガス、上下水道、電線などの埋設物がくも手に折重ねられるため、へたをすると例の南北線(肥後橋から信濃橋まで)にみるやうなゴタ／＼が起こつてくるといふので、市ではよくその前後を考へて十九日からはまづ路面電車軌道の南行線に對する永久工事を始めることにした、それがすめば同北行線、次いで地下の工作に移り、下水管のつぎ替、瓦折電線、水道と順々に工事をすゝめて無難にそれらの完成をみた上いよいよ最後の路面工事をはじめる。

その設計はかれて報道しておいたとほり電車道を路面の中心にして高速車道、緩速車道、歩道といつた風に仕切りを立てた上、並木を兩側四列につくり路面には念入りの鋪裝を施すといふのであつて第一區間におけるこれらの工事は遅くも本年末までに全部完成の豫定だといつてゐる、なほこの廣路には將來高速電車の地下線が設けられることになつてゐるが、

市の既定計畫によると、同線は梅田驛から廣路を少し西手にさけて堂ビル北手に出で、市廳舎東手をくゞつて土佐堀川の水底を横斷することになつてゐるから今回の工事には何等支障を來さないとのことである。

東海方面

豊橋吳服町裏道路擴張工事實施近づく

愛知縣豊橋市曲尺手町及び吳服町裏の板新道接續道路擴張工事は、愈々諸般の準備が整つたので、三月三十日用地寄附關係者は豊橋市役所へ出頭し、長崎土木課長と用地買収費並地上物件の移轉に就て種々懇談を交へ、關係者の諒解を得たから近く工事に着手せらるゝこととなつた。

豊橋市の道路網制定問題

愛知縣豊橋市都市計畫に依る道路網の制定は、昨年同縣を經由して内務省へ認可を申請し、主務省に於ても種々審査を遂げ本年四月早々開會される 都市計畫愛知地方委員會へ回附し審議される豫定であつたが、内務省に於ては其後更に同道路網制定に付ては尙調査材料を蒐集するの必要を認め、過般來直接都市計畫課から係官を豊橋へ派遣し調査を遂げ、各方面の資料を取纏めた。隨つて同案の審議も豫定より遅延を來し、早くも來六月頃でなくして地方委員會へ回附の運びとならぬ模様である。而して豊橋市としては道路網の認可に接するを俟つて、不取敢第一期工事に手を染める計畫で、目下市土木課に於ては豫算其他に就て調査を急いで居る。

刈谷町道路問題

九〇

愛知縣碧海郡刈谷町の元刈谷の區長が、三河鐵道の刈谷町驛から下り松に至る道路を新設する計畫を立てたところ、元刈谷の居住民は前記道路の新設よりも大濱街道を現在の二倍幅員に擴張して貰ひたいと希望してゐる。原計畫は現在の大濱街道は町幅を擴張するに家屋の移轉等のがあつて、非常面に面倒であるがため、三河鐵道刈谷町驛から下り松まで道路を新設する方が有利であるとなし、希望してゐるものは、大濱街道の擴張は、元刈谷居住民はもとよりのこと、最近出來上る豊田紡績社居住民のため又は刈谷町商家も町幅の擴張を希望して何れも賛成者の調印を取纏めて居るが、元刈谷居住者の言ふところに依れば、大濱街道を擴張することは佐佐美、吉濱、高濱、新川各沿道町村民も希望して居るところで、この大濱街道を擴張して將來設けられる三河鐵道刈谷町驛から刈谷中學、無線電信所に通ずる道路に向つて幾條かの新道路を設ければよい、區長が新道路を設けようとするのはその道路に沿ふところに地所を所有して居るからだと稱して居る。

明年度實現される岡崎明神下架橋

愛知縣岡崎市では同市内明神下の架橋工事を、大正十五年度に於て橋梁に取付く道路を造り、同十六年度に橋梁を架設する計畫を立てた、仍て四月十三日の市會閉會後市會議員協議會を開き、橋の幅員其他を決定したから、近く設計を調製の上縣費補助の申請

を行ふ管であるが、約五萬圓の本工事費中半額の二萬五千圓を縣費より補助せらるゝ、繰交渉中で、別に寄附金が五千圓あるから市費支出は僅少で済む譯である。而して市では今後架ける橋は將來擴張の出来る様大部分を鐵筋コンクリートにする方針である處から明神下の橋梁も鐵筋コンクリート橋にする管である。

大崎橋架替工事

愛知縣渥美郡高師村地内磯邊大崎間縣道の大崎橋は最近腐朽甚だしく危険な状態であるので愛知縣當局も之が架け換を認めたが豫算の都合上一先づ現在架橋地點の上流へ假橋として一時間に合せの橋梁を架設し、更に兩三年後に於て經費を捻出して現在の位置へ完全なる橋梁を架する計畫で近く右假橋架設工事に着手すると。

五十萬圓の縣道改修費

愛知縣の縣道改修費本年度豫算は五十萬圓で、之れでは完全なる改修工事は到底望み得ぬことであるが、四月十二日開催の愛知縣町村會議員懇談會席上深田東春井郡志段味村長は十六年度より少くも百萬圓以上の改修費を計上される様縣當局に意見書を提出する旨の議案を提出し、全員之に賛成したので、近く實行委員數名を擧げ、縣當局に對し運動を開始する管であるが、右に就て深田氏は「郡道の當時さへ二百餘萬圓の改修費が計上されて居たのに五十萬圓は餘り無謀な豫算で、幸ひ全員一致で賛成を得たから今後は猛運動を續け來年度より如何にしても百萬圓以上は計上せ

られる様努力する積りである」と語つた。

困つた移管道路

自動車の發達につれて所謂近代式でない道路が損壞せられて困ると言ふ聲が隨所に起つてゐるが、殊に愛知縣知多方面の移管縣道の如きは之が爲甚だしく路面が損壞せられ現在では自動車や馬車を走らすに堪えぬとこれ等が皆町村道を通る爲に、里道も亦破壊されて慘憺たるものであると地元から苦情を持ちこんでくるので、縣當局は閉口してゐる、右につき田中愛知縣土木課長の語るところによれば、移管縣道の全部が悪いと言ふのではなく砂利も入れずにいゝ加減に路面を繕つて縣に引き渡した様なものが其んな甚だしい損壞を蒙るのである。兎に角逐年自動車が増加し道路保全からいふと誠に迷惑だが、自動車が增すといふのは自然の趨勢だからこれを阻止すべきではなく、道路が此に順應して行くより外仕様がな、歐米諸國の道路に比し日本の道路が悪いのは言ふまでもない事實だが、これも歐米の道路は古くから道路の改良に意を致した結果であり、我國に於ては漸く最近から其の機運に向つたもので歐米の道路に一步の長があるのも止むを得ないで此れ等自動車の通行に差支ない様に道路を改良することは國民一般の自覺に俟つの外はない、尙現實の問題に付ては當局としては損壞の甚だしい個所に不取應急の修理を加へる方針であると。

信 越 方 面

長岡市内の危険な道路

上下水道工事以來長岡市内各所の道路は既に工事の終了した個所に於て、未だ完全なる修覆を見るに至らず車馬の交通を困難ならしめてゐるのは工事直後の關係でもあらうが、数日前の市内殿町三丁目道路の中央が直徑一尺五寸に二尺ほどの楕圓を描いて切立に尺餘陥没し、而もその陥没に因つて生じた穴は三四尺程の空洞となつて、晝は兎に角夜間は頗る危険なるにも拘らず數日間放任してゐるので同町民は速かに適當な處置あらんことを望んでゐる。

伊米ヶ崎道路問題

新潟縣南魚沼郡伊米ヶ崎村大字千溝では村道開鑿問題で紛争を醸してゐるが、其内容を聞くに同村に於ては大字岡新田十日町、大浦新田、板木等の各字の村道選定は既に決定成功し、伊勢島新田大浦でも此程協定實行に着手したが、獨り千溝のみが未だ協定を見ず上部、下部の二派に分れて紛争を續けてゐるのである。同字より小出町に通ずる道路は二線あつて其の一を幹線とし、他の一は之を其儘存置する事になり村當局者より字民に諮問し、これが選定に付て利害相反する上部居住民と下部居住民と各主張する所

を異にし意見が纏らないのである。

しかし最近各區長の活動其の效を奏し意見も纏まりそうであるから昨年以來紛争を重ねて居た同字の道路問題も近く解決を見るに至るであらう。

長岡市の道路愛護宣傳

新潟縣長岡市では毎年融雪と共に道路の欠潰其他の爲に交通上支障を來し一般人は勿論監督當局も大に惱まされてゐるが長岡土木派遣所では左のやうな宣傳歌を示して血管にも響ふべき道路の親切な使用と愛護の爲に大童になつて極力之が宣傳に努めて居る

道路愛護宣傳歌

一ツトセ人の行き交ふ道ならば大道小路の差別なく道愛護せよ

二ツトセ不斷御互ひ心して朝夕掃除を致しませう道愛護せよ

三ツトセ路面に凸凹出來たならすぐにも一と歟均しましよ道愛護せよ

護せよ

四ツトセ世の中次第に開け行き諸車の往來繁くなる道愛護せよ

五ツトセ何時でも悪いぬかる道は水はけ悪るきがためなるぞ道愛護せよ

愛護せよ

六ツトセ無暗に道端塞げたり子供を道で遊ばすな道愛護せよ

七ツトセなすべき勤と心得て溝の浚へや木障打も道愛護せよ

八ツトセやがて理想の路面にして御互便益享けましよ道愛護せよ

よ

九ツトセ是れを真に行へば道路の普請も甲斐がある道愛護せよ

よ

十トセどうか皆さん御互に道路を愛護致しましよ道愛護せよ

上野外二ヶ村道路組合設立

新潟縣中魚沼郡上野村及び橋村から、信濃川を渡つて中條村に通ずる道路は、現在車馬の通行全く不可能の状態であるが、近く十日町線が開通して此間の往來頻繁となるべきを見越し、道路改良の必要を感じ昨年來上野村外二ヶ村、即ち橋、中條を加へた三ヶ村の道路組合設立につき、有志奔走中の處今回其筋の許可を得るに至つた。また道路改修の具體案が出来てないが、少くとも自動車を通ずる位の道路にすると思氣込んでゐる。之と同時に渡船設備も大改善を施すものと觀測されるから此の地方の交通状態が面目を一新するのも近き將來にあるであらう。

縣道の認定と信濃川架橋問題

新潟縣長岡市藏王町地先梅田堤防の府縣道認定並に信濃川架橋問題は關係地方民多年の希望であつて從來幾多の犠牲が拂はれて來たが、諸種の事情の爲遂に今日迄實現を見るに至らなかつた、たゞ、本年は郡制廢止に伴ふ諸般の案件附議の爲不日臨時縣會召集の事となるべきに依り同臨時會に猛烈なる運動を試みるべく長岡市内及古志郡川西村方面有志者は集會を開き種々懇談する所があつたが宛に角期成同盟會とも言ふべき新團體を組織し、關係各方面に亘つて多數委員を擧げ協議の結果協力して該目的貫徹の爲勇往邁進すると非常な意氣込であるから問題の前途は一般に頗る心強く思はれてゐる。

町村長は道路を大切にせよ

道路が悪くなれば復舊工事の請願をするのは當然のことであるが、往々にして蟲のよい要求が多いので縣當局では、こぼして居る。道路の管理者、使用者が當然の義務を果して居るや否やと云ふに然らざる向が大分ある様である、大正十二年四月二十七日新潟縣令第十九號を以て道路法第二十三條及第三十八條規定に依る國道府縣道の維持及其費用負擔に關する件を改められ、「第三條地元市町村長ノ爲スヘキ道路ノ維持ハ左ノ通トス」一、路面ノ掃除、二、路面ノ除草 三、耳芝ノ整理 四、側溝ノ浚渫」第七條市町村長ハ第三條規定ノ道路ノ維持ヲ毎年四月又ハ五月及八月ノ二回之ヲナスヘシ」となつてゐる、

右は大正十三年五月より施行すとあるから管理者が之さへ勵行してくれば、くだらぬ請願は影をひそむるに至るだらうか、現在では各町村共怠り勝て公衆衛生、道徳を考へず規定の維持方法をも講しない様では、道路が大切でないと思ふ方が多いかと思はれる、規定により當然負擔すべき此道路の維持費の支出を町村長會あたりで縣費負擔を要求する蟲のい、註文もあると云ふが、之等はあまりに非常識な話である、財政の窮乏からこんな要求が出るのかと云ふと決してそうではない、要するに管理者たる市町村長に手腕が無い結果と見なければならぬ、試みに道路の維持修繕が完全に行はれて居る町村を擧げると、古志郡では十日町村、上組村等であり三島郡では寺泊、與板、西越等である、お互の道だから濫りに他に頼らないで互に道路の愛護に心掛けることの必要

が融雪と共に痛切に感じられる。

東 北 方 面

秋田縣に自動車協會生る

如何に嚴重なる規則を制定しても通行者の總てが交通に對する理解と徳義とに俟たなければ交通事故の頻發を防止することは望むことは出来ない、日一日と自然に増加する交通事項に目醒めた秋田縣では、今度縣下自動車營業者を招致し交通事故の防止並斯業の確實なる發達を圖る意味で、自動車協會規約を設け極力此規約に基き縣下に周知徹底せしむると力んでゐる。

いま秋田縣に於ける最近自動車に因る災害事故を見るに大正十年は十七件で、十一年には十四件、十二年は十件、十三年十九件で十四年には三十四件を示してゐる。

之等の事項は重に人の死傷自動車の損壞であつて、街路の曲角交叉點、鐵道、軌道の踏切、稀に道路、(市街地外の人)橋上の場所にしてこの原因は應急停止、技能不熟練、速度早過ぎ、制動能力不充分のもの、停車準備と徐行を怠りたるもの、通行突然道路横斷、突然道路上に現われたるに因るもの、道路上に兒童の遊戯し居たるに因るもの、未熟練(主として無免許)の運轉等に依るものにして發生時刻は午後三時から午後七時頃にして午前九時から十一時までの間も決して少くない。

斯様に年々増加する、この忌むべき交通事故の危険現狀から一般公衆を救つてやろうとこの協會を設立した秋田縣の協會規約と理由の一端を紹介する。

秋田縣自動車協會規約

- 第一條 本會ハ秋田縣下ニ於テ自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營テ營ム者ヲ以レ組織ス
- 第二條 本會ハ秋田縣自動車協會ト稱シ其ノ本部ヲ秋田縣警察部保安課内ニ置ク
- 支部ハ必要ニ應ジ之ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 本會ハ會員相互ノ親睦共助ヲ旨トシ乗客ノ福利並營業上ノ利益信用ヲ増進セシメ以テ秋田縣自動車界ノ發達ヲ企圖スルモノトス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左記各號ノ事項遂行スルモノトス但シ第六號乃至第九號ノ事項ハ役員會ノ決議ヲ要ス
 - 一會員ノ弔慰
 - 二會員ノ就業人中他ノ模範タルヘキ者ノ表彰
 - 三就業人ノ紹介
 - 四交通危害ノ豫防
 - 五營業上諸般ノ改善施設
 - 六講演會又ハ研究會ノ開催
 - 七運轉手ノ養成
 - 八會誌ノ發行
 - 九前各號ノ外必要ナル事項

第五條 會員ノ權利義務ハ會員タルノ資格ヲ生シタル日ニ於テ發生シ凡テ平等トス

會員タルノ資格ハ營業開始ノ日ニ於テ生ス

會員タル資格ヲ生シタル者ハ其ノ住所、氏名、商業、營業所、營業ノ種類及使用自動車ノ種類、車輛番號ヲ記載セル申込書ニ加入金貳拾圓ヲ相添ヘ本會ニ差出スヘシ

會員改名、襲名、相續、住所及營業所ノ移轉又ハ商號ノ改稱ヲ爲シ使用自動車ノ増減ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直チニ本會ニ届出ツヘシ

第六條 會員ハ本會經費トシテ左記賦金ヲ毎年四月及八月ノ二回本會ニ納入スヘシ但シ納入期間ハ毎年四月ヨリ十一月迄ノ八月間トス

一營業所毎ニ付キ毎月金壹圓

二使用自動車一臺毎ニ付毎月金五拾錢

第七條 會員ハ本會ヨリ請求ヲ受ケタル本會ノ業務執行ニ必要ナル資料ノ報告ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 會員ニシテ本縣内ニ二ヶ所以上ノ營業所ヲ有スル場合ハ其ノ管理者ヲ本會ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第九條 會員ハ他ノ會員ノ就業人ニシテ不都合ノ行爲ニ由リ解雇セラレタル者又ハ現ニ使用シ居者ヲ其ノ雇主又ハ雇主タリシ者ノ承諾ナクシテ雇入ルルコトヲ得ス

第十條 會員ハ本會ノ財産、會計及會議ニ關スル記録ヲ何時ニテモ閱覽スルコトヲ得

第十一條 本會ハ總裁トシテ本縣警察部長ヲ推戴ス

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク書記ヲ除ク外ノ役員ハ總テ無給トス但シ報酬又ハ實費ヲ支給スルコトヲ得

會長 一名

支部長 各支部二一名

評議員 各支部ヨリ若干名

幹事 若干名

書記 若干名

第十三條 本會會長ニハ本縣保安課長ヲ推シ支部長ニハ其ノ事務所ヲ設ケタル地ノ管轄警察官署長ヲ推スモノトス

第十四條 評議員ハ本會ノ會員中ヨリ各支部ニ於テ互選シ其ノ任期ハ滿二年トス但シ再選スルコトヲ得

評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺互選ヲ行フ補缺ニ依リ就任シタル評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

評議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

幹事及書記ハ會長之ヲ任免シ書記ノ報酬其ノ他ノ給與ニ關シテモ會長之ヲ決定ス

第十五條 總裁ハ本會ヲ總理シ會長ハ本會ノ會務ヲ統轄シ會議ノ議長トナル

支部長ハ支部内ノ會務ヲ司リ支部會ノ議長トナル
評議員ハ役員會ニ於ケル會長ノ提案ヲ評議決定ス

幹事及書記ハ會長又ハ支部長ノ指揮ヲ受ケ本會一切ノ事務ニ從事ス

第十六條 會議ハ定時總會、臨時總會、支部會及役員會ノ四種ト

ス

定時總會ハ毎年三月上旬ニ於テ開催シ役員會及臨時總會ハ會長ノ支部會ハ支部長ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ召集ス

第十七條 總會ハ一般會員、支部會ハ支部ノ地域内ニアル會員、役員會ハ會長、評議員及幹事ヲ以テ議員トス但シ支部長ヲ役員會又ハ總會ノ議員ト爲スコトアルヘシ

第十八條 定時總會ハ每一ケ年間ニ於ケル業務成績ヲ報告シ豫算及決算ヲ評決ス其ノ他左ノ事項ヲ決議ス

一 規約ト變更又ハ特別規定制定ノ件

二 基金ニ關スル件

三 會費ニ關スル件

四 前各號ノ外重要ノ事項

第十九條 會議ハ出席議員ヲ以テ開會シ決議ハ出席議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決定ス

但シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決定ス

第二十條 會員廢業シタルトキハ脱退シタルモノトス

脱退者ニ對シテハ加入金及既納セル賦金ハ一切之ヲ還付セス

第二十一條 本會ノ財産ハ會長ニ於テ管理シ會計ハ豫算ニ依リ之ヲ施行ス

本會ノ會計年度ハ毎年四月ニ始マリ翌年三月ニ於テ終了ス

第二十二條 本規約ニ違反シタルトキ又ハ會員ノ營業上體面ヲ汚シタルトキハ役員會ノ決議ヲ以テ五十圓以下ノ過怠金ヲ科スル

モノトス但シ過怠金ハ雜收ニ編入ス

會員ハ本規約ニ違背シ又ハ分賦金ノ支拂ヲ拒ミ若ハ過怠金ノ徵

集ニ應セサルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ脱退者ト見做スコトアルヘシ

第二十三條 過怠金ニ處セラレタル者ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス過怠金ハ通知書ノ到達シタル日ヨリ七日以内ニ本會ニ納付スヘシ

第二十四條 本規約ニ基キ届出ツヘキ事項ハ支部ヲ設ケタル地ニ在リテハ其ノ事務所ヲ經由スヘシ

附 則

第二十五條 本規約ハ大正十五年二月二十四日ヨリ之ヲ實施ス

本規約實施ノ際ノ會員ハ本規約第五條第三項ニ依リ二十日以内ニ届出ツヘシ

宮城縣石投峠の開鑿

宮城縣桃生群十五濱村雄勝區民は、同村産業の發達を期する爲には、急峻な雄勝峠の根本的改修の必要なるを力説し、齊藤代議士の奔走で稍々曙光を認むるに至つたが何分舊峠の改修には工事費約五十萬圓を要するといふ縣の設計に驚いた村民は如何に交通施設の必要に直面してあるとはいへ、五十萬圓も要してはと此の問題を放棄し曩に故森知事時代三萬圓を投じて完成した、産業道路を利用することになつたが、近來村民中には方面を轉換して石投峠を開鑿し、直接女川港に通ずる新道を實現したいとの希望を有つに至り既に同村會に於ては約二百圓の調査費を議決し、近く當局より技師の派遣を乞ひ實地測量をするに取らなつてあるが、石投山掘鑿によれば、鐵道との連絡が約三分の一に短縮され且工

事も極めて容易く僅かに二里餘で女川港に達することが出来るのである、殊に近來の女川港は天然の良港として、將來石の卷町の關門たる資格を具備するに至るであらうと云はれ、且五月中旬より女川軌道の開通が實施されるので、何れにしても其の實現は容易である、この石投時開鑿の結果は遠く金華山沖を迂廻し、三陸方面との連絡も十五濱村を經由して陸上の連絡が達し得らるゝので、將來三陸沿岸の交通も根柢より解決することが出来るであらうと豫測されてゐる。尙十五濱村では「石投時開鑿期同盟會」を設立して、大々的運動を試みる筈である。

仙臺市の道路擴張

宮城縣仙臺市東一番町大町以南市區改正に伴ふ道路擴張については極少數の者を除く外何れも買収に應じ南町通角まで買収済みとなつたので、之等地主に對しては近々移轉料につき交渉を遂げその承諾を得て直に道路の擴張改修に着手すべく更に南町通角より柳町に至る東一番丁の買収は地主の一部に北方同様坪七十圓に増加されたいとの希望があるが南町通を境に北方と南方とは過去においては勿論現在に於ても事實地價に相當の隔りがあるので市の評價五十圓で應じられたいと交渉中である、北方の市價六十圓を七十圓に増加したのは取擴げられない東側地主が將來利益を被るものであるとの自覺と犠牲になつた地主に同情して市豫算の不足を補ふため坪十圓總額六千圓を寄附したもので南方一部の人の要求とは趣を異にして居る、大火後既に八年を経過したが同町だけが未だ解決を見ないので當局は本年中には是非これを完成して

南町通の電車の開通と相俟つて附近の面目を一新したいといつてゐる。

阿武隈川架橋問題

宮城縣伊具郡丸森町で一時間に合せの爲架設した、阿武隈川の橋梁は通行上不便なるのみならず、少しの降雨にも増水し流失の憂ひがあるので、丸森町では委員會に於て工費十萬圓を以て該橋梁架け替への具體案を協議し、準備おさおさ怠りなく今回縣より技師の派遣を請ひ、架け替地の實地踏査中である。

東山方面

乗鞍嶽登山便道開鑿

岐阜縣大野郡大八賀村大島より同村岩井に通ずる道路の改良は兩區年來の計畫であつて、昨秋經費二萬餘圓を投じて工事に着手し、此の程愈々完成を見るに至つたが、同村在郷軍人及青年團が奮起して引續き岩井區より乗鞍嶽雄の池まで二里餘の道路開鑿に着手する筈であるから、之が開通後は乗鞍四合目までは自動車に通ずることになるので高山町から乗鞍嶽へは樂々と日歸りの登山が出来る様になる筈である。

中國方面

青年團の道路修繕

鳥取縣に於ては道路、橋梁等の公物愛護の念を涵養する目的を以て青年團、在郷軍人分會をして平素業務の餘暇を利用して各々勞力を提供し道路の穴埋、不陸均し、砂利敷等簡單なる土木作業を爲さしむべく大正十一年九月青年會、在郷軍人分會土木作業規程を發布し、其の成績優良なるものには相當功勞金を交付し好成績を擧げつゝあるが、同縣西伯郡余子村余子青年團竹内支部にては府縣道米子境線道路が、地勢の關係上修繕材料得易からざるため修繕に多額の經費を要し従て年々修繕手遅れとなり一般通行困難なるに鑑み今回其の修繕を企畫し、同村役場を経て米子土木工營所に申請したるを以て同工營所には大いに其の美舉を賞讃し直に實地調査を遂げ、修繕材料採取所の良否と實地施行方法を指示し速に着手せしむべく勸誘したる結果本年三月全員擧て出役、附近海岸の砂利を採取運搬し道路延長約三百六十間幅員三間に敷均し充分なる修繕を爲したるを以て、現在にて一般交通者は従前の困難を免がれ此の舉に對して非常に感謝しつゝあり、殊に同團は何等報酬を受くる目的でなく全く社會奉仕の誠意に出でたるものにして他の團體の模範となるべきに付、今回縣に於ては米子土木工營所の上申により、其の行爲を稱讃し尙一層公物を愛護し勤儉

力行するやう傳達方所轄西伯郡長へ通牒した。

九州方面

大分、福岡兩縣を繋ぐ道路改修工事完成

大分縣玖珠、日田兩郡を經由し、福岡縣に至る所謂大分福岡線縣道は、五ヶ年繼續工費七十餘萬圓を投じて、改築工事を施行中であつたが、愈々本年度を以て工事を竣工する事になつた。同道路は玖珠、日田兩郡界にある代太郎の嶮を河流に沿ふて交通し得るやう開鑿したもので、兩郡民の受くる利益は非常なものである。仍て兩郡では近く協賛會を作つて盛大な竣工式を舉行すべく目下計畫中である。

福岡市内交通機關の整備と道路改修

福岡市は明春開設する東亞博覽會を目前に控へて居る關係上、都市面目の改善就中交通機關の整備、道路の改修等には全力を注いでゐる、即ち北九州鐵道の省線博多驛連絡、九州城南線電鐵の開通は何れも博覽會開會前に實現す可く、又那珂川尻博軌電鐵に沿ふ橋梁は工費豫算十二萬圓を以て本年度内に架設し、其れを機として博多築港と福岡築港を連絡する幅員十三間半の幹線道路敷設の機運を促し、將來は更に其濱側に十五間幅の大道を設け、西

公園坂下を横切り荒戸五番丁男子師範前より南折して黒門橋に出て大濠の周遊道に連絡せしむる豫定である、尙西中洲アラツル横より春吉を貫通して住吉橋に通ずる六間幅の所謂參宮道路の改良工事は、工費豫算二十二萬六千四百四十圓で施行すべく、目下實施設計調査中であるから其完了を俟ち土地買収に着手し年度内には是非開通せしむる意氣込みである、尙又博覽會迄には實現せぬが將來の計畫としては赤坂門より博多驛に至る十三間幅の幹線、吳服町より博多築港に至る同幅の幹線、新柳町より九鐵急行電車大橋停車場に至る十三間幅の幹線等も敷設する事に決定してゐるが此大橋新柳町線は更に延長して市役所前の道路に直通連絡せしむる意向である、尙博覽會敷地の關係上現在の大土手道はこれを潰し、其れに代えて菰川橋より菰川に沿ふて城南電鐵線の女子師範東南隅停留場を經由し、福岡高等學校正門通りに連絡する四間幅の道路を通じ開設することとなつた。

蜘蛛の巣の如き門鐵管内の自動車網

最近自動車網の發達は眞に目まざましいものである、殊に一兩年間の發達は洵に素晴らしいもので、交通機關としてはなくてはならぬ重要な地位を占めるに至つた、之が爲車夫や軌道會社、地方鐵道會社等は甚大な影響を受けて居る、今門鐵管内各驛構内に發着する所謂公認自動車線は實に七百餘路の多きに達して居る、更に之に鐵道省の公認せざる自動車網を合すれば一千餘路以上の多きに達すべく、張廻らされた自動車網は蜘蛛の巣の如き觀を呈して居る。鐵道省の公認した驛構内營業の自動車線を示すと、熊本

運輸事務所管内九十線、大分運輸事務所管内六十一線、鹿兒島運輸事務所管内五十八線、門司運輸事務所管内百七十一線、島根運輸事務所管内百六十四線等であるが、驛構營業の自動車としての承認については各驛で猛烈なる運動行はれ競願中のものも少くないが鐵道當局では、地方鐵道又は軌道と並行運輸すべき自動車や經營基礎の不充分なるものに對しては承認を與へない方針で、先づ旅客輸送の實情や旅客出廻り等を參考として承認の採否を決して居る、私設鐵道や軌道との並行線である自動車に鐵道省が公認を與へないのは地方鐵道や軌道の擁護の目的に外ならぬが、地方鐵道や軌道丈では輸送しきれぬ線に對しては成るべく之を許可しつゝあるものである。門鐵當局の談によると自動車營業路線は數年間に著しく發達し現今では山間僻地に至るも自動車交通の便を見るに至つてゐるが、今後益々發達するものと思はれる。鐵道省公認の自動車數は驛構内より聯絡輸送をなす恩典があるが、非公認のものは構内に入り營業をなす事が出来ない譯である。九州は地勢や交通機關等の關係で他地方に比し一層自動車網が發達して居るが、ひとり旅客輸送を爲すのみならず貨物輸送をもなすようになれば眞の發達は望まれない、夫れから自動車の運輸時間の確實は是非履行せしめ車臺の改良等も望ましい事で公認自動車に對しては時折之が改善勵行を促して居ると。

二十五號國道日見隧道開通式

「日見峠の今昔」と題して本誌第七卷第九號史料欄で紹介せられた二十五號國道の長崎市と西彼杵郡日見村との境界にある日見隧

道の開鑿工事が竣功して、四月三日午前十時から隧道東口で其の開通式を、又西口で祝賀會が舉行せられ、肉務省からは大臣代理として武井事務官が臨場下記の祝辭を寄せられた。

當日は前日の雨風もカラリと霽れて絶好の花日和となり、第一回全國民大會で喝采を博した所名物の淨立をはじめ、子供の大名行列、飛脚行列、日見隧道開通祝賀唱歌を歌ふ青年團の假裝行列、各々趣向を凝らした飾り屋臺を曳くお囃子、等、等、隧道の開通に雀躍入る長崎市内や附近町村の催し物が應接に遑なく隧道目差して集り、それを又見物する者その人たちを相手の物賣りの露店等で、開通式典の濟んだ後は一層の出入となり、新隧道の四間幅ギツチリ詰つて西に東に吐き出し吸ひ込む賑やかさで、當日は此の附近車馬の通行を禁じられた程である。三十幾個所の折疊みの坂路の下を、スツホリと抜いて、鼻唄で通り得られるやうになつた喜びの何分の一かを、唄ひ、踊り、羨々しい飾りで現はして居る土地の人たちの満ち溢れた喜悅の色を見て同慶に堪えなかつた。

参考のため本隧道開鑿工事の概要を左に抄録する。

工事概況

一 沿革

本工事を施行セラレタル日見峠ハ長崎市ヨリ西彼杵郡矢上村ニ至ル中間ニ位シ南ニ彦山、北ニ焚火山等ノ連峰ヲ負ヒ、西ハ長崎港、東ハ有海明ニ臨ミ風光ノ明媚ト幾多ノ史蹟ヲ以テ其名高ク往文人墨客ガ詩ニ歌ニ繪畫ニ筆ヲ極メテ推賞セシ所ナリ而モ日見峠昔ヨリ以東ノ町村ハ氣候頗ル溫和ニシテ住居ニ適シ長崎市ヨリ四時遊覽者ニ絶エルトキナク一面是等關係町村ヨリ二十萬長崎市民

ニ供給スル需要品及輸出入物資ノ運輸等地方開發ニ至大ノ關係ナ有シ産業ノ發展ニ影響スル處尠カラザルモノアリ讓ツテ本道路改修ノ起原ヲ見ルニ今ヲ去ルコト四十三年前、即明治十三年時ノ縣令内海忠勝氏ニヨリテ既ニ一度幅員二間ノ道路ニ改修セラレタルモノナルガ時代ノ推移ニ伴ヒ近時人馬ノ交通繁劇ヲ加ヘ交通上支障不尠ヲ以テ爾來關係町村ヨリ屢々之ガ改修ヲ迫リ又縣ニ於テモ夙ニ改修ノ必要ヲ認メ數回ニ亙リ測量ヲ行ヒタルモ多額ノ工費ヲ要スルガ故ニ縣財政ノ容ル所トナラズ荏苒之カ實施ノ域ニ達スル能ハズ其時機ノ熟スルヲ待ツツ、アルノ時偶々大正八年道路法發布セラレ新ニ國府縣道ニシテ改修セラレベキモノニ對シテハ相當國庫ヨリ補助セラル、事トナリタルヲ機トシ茲ニ始メテ總工費九百餘萬圓ノ巨費ヲ以テ本縣下ニ於ケル道路網ノ改修計畫ヲ樹テツル、ニ至リ本路線モ其計畫ニ加ヘラレタルヲ以テ縣ハ直ニ慎重ナル測量調査ヲ遂ゲ大正十三年一月實施設計完了セルヲ以テ直ニ内務大臣ニ工事を施行認可並ニ國庫補助ノ申請ヲナシ同年二月之ガ認可並ニ補助ノ指令ヲ受ケ茲ニ始メテ其ノ工事を着手スルヲ得タリ抑モ本工事は特殊ナル隧道工事をシテ而モ大正十二年度ヨリ四年繼續トシテ施行スルナルヲ以テ入札ノ方法宜シキヲ得ザレバ工事を遂行上至大ノ關係アルヲ以テ之ガ執行ニ當リテハ細心ノ注意ヲ拂ヒ技能熟達而モ信用アル當業者數名ヲ選定シ指名競争入札ノ方法ヲ執リ豫定工費ノ範圍内ニ於テ大分土木株式會社ト請負契約締結スルニ至レリ而シテ大正十三年三月二十三日工事を着手以來何等ノ支障ナク多年ノ懸案タル本工事も大正十五年三月三十一日、以テ無事竣工ヲ告ゲルニ至レリ。

之が設計内容を就テハ以下逐次詳述セムトス。

二 設計ノ大要

本隧道ハ西ニ長崎市ヲ背負ヒ東北東ニ向ヒ長崎市ト西彼脊郡日見峠トニ跨ル廻長三百五十二間ノ直線隧道ニシテ路面幅員側溝ヲ加ヘ二十四尺四寸中央高十九尺二寸掘鑿斷面積一四、〇〇〇面坪餘ヲ有ス、西口延長百五十間縱斷勾配ハ三百分ノ一東口延長二百二間ハ同勾配百分ノ一ヲ以テ兩方ヨリ上リ勾配ヲ有ス、隧道斷面ノ形狀ハ拱部ハ半徑十一尺ノ半圓形ニシテ側壁ニ於テハ半徑二十六尺ノ圓弧ヲ用ユ。起拱線ニ於テハ二十六尺ノ圓幅ヲ有ス。

拱部ハ其ノ大部ヲ混泥土塊ヲ以テ被覆シ塊一個ノ大サハ長九寸七分、厚七寸四分、中四寸九分五厘ナリ拱部ハプロック二枚卷キニシテ厚一尺五寸ヲ有シ八間毎ニ字接ヲ設ケ此ノ個所ニハ異形堺(長一尺四寸七分、厚七寸四分、中四寸九分五厘)ヲ使用ス。

尙起拱線ヨリ水平角二十度ノ處ニ於テ枕混泥土ト假稱スル厚二

尺五寸ノ場所詰混泥土ヲ施行シ之ヲ枕トシ上部數尺ハ別紙圖面ノ通塊二枚半卷トス側壁部ハ長八間ニ間柱ト假稱スル巾三尺厚二尺ノ混泥土五本宛ヲ設ケ其他ノ側壁部ハ厚四寸ノ混泥土ヲ以テ被覆ス路面ハ厚三寸ノ均シ混泥土ノ上ニ厚一寸ノアスファルト混泥土ノ鋪裝ヲ施行セリ。

三 工事ノ施行

本隧道工事ハ局部ヲ除キ其他一切ヲ大分土木株式會社ニ請負ハシメタリ當初ノ契約工費額三七八、〇〇〇餘圓ナリシモ其後設計變更ノ結果四二四、〇〇〇餘圓ニ増額シタリ此外隧道兩口坑附近ノ切取其他ノ附帶工事六九、〇〇〇圓ノ内大部分ハ同會社ニ請負ハシメタリ。

四 工事費

本隧道ニ要セシ工事費ヲ大別スルコト左ノ如シ。

種別	工事費	數量	單價	摘要
掘鑿工	一九七、四七	五、〇七六立坪	三六九	
支保工	四三、七九	間	一三〇	
疊築工	八〇、六三	三五二間七	二三〇	
側壁混泥土	五四、八八	三五二間七	二五	
路面工其他雜工	二六、六七	一ヶ所	四、九四八、〇九	
坑門工	九、八六		二九	
拱架	八、七五	三五二間七		
小計	三四、三六			
用地費	五、二六五			

日見隧道掘鑿ノ結果要シタル道路敷地並ニ土捨場

雜費

壹,000

費、

監督給、測量費、事務所費、其他

小計

五八,三三三

合計

四二,〇二〇

六工程

工事用材トシテハセメント、砂、割砂利、石材、支保材等ヲ主トシテ使用セルモ就中最モ多量ニ使用セルハセメント、砂、割砂利トス。

(イ) セメントハ大部分日本セメントヲ使用シ現場ニセメント試験室ヲ特設シ必要ニ應ジ試験ノ上ニ使用セシメタルニ成續ハ極メテ良好ナリキ

(ロ) 砂ハ工事場ヲ隔ル一里餘矢上村東房ノ濱ヨリ産スルモノ砂質稍微粒ナルモ試験ノ上ニ差支ナキモノト認メ之ヲ使用セシメタリ

(ハ) 割砂利ハ隧道内ヨリ掘鑿セル輝石、安山岩種ノ岩石ヲ手割及機械割ヲ以テ製造ノ上之ヲ使用セリ

大正十三年四月ヨリ隧道工事ニ着手シ東口ハ同年七月二十七日西口ハ同八月五日ニ導坑ニ入り晝夜兼行ニテ掘鑿ヲ進メタリ、進行一日最大十尺、最低一尺ニシテ東口一日平均三尺五寸、西口平均三尺三寸ノ割合ヲ以テ大正十四年六月十九日午後零時半東口着手ヨリ三百二十一日目、西口ハ着手ヨリ三百一日目ヲ以テ導坑ノ貫通ヲ見タリ。

貫通箇所ハ東口ヨリ百八十五間七分、西口ヨリ百六十四間三分ノ點ニシテ貫通成績ハ中心、高低共殆ド誤差ヲ認メズ頗ル好成績ヲ示セリ。

導坑ノ進行ニ件ヒ丸形其他ノ各掘鑿工ニ着手シ其ノ進行ニ件ヒ續イテ被覆工及鋪裝工ニ着手シ順次其ノ工ヲ竣ヘタリ、各工種ノ着手竣功月日等左表ノ如シ。

工種	東口		西口		備考
	着手	竣功	着手	竣功	
掘鑿工					
導坑	十三年七月二十七日	十四年六月十九日	十三年八月五日	十四年六月十九日	
丸形	同 九月六日	同 八月中旬	同 十月七日	同 八月初旬	
中背	同 九月二十八日	同 十月初旬	同 十一月二十八日	同 上	
大背	同 十月二十三日	同 十月初旬	十四年一月二十二日	同 上	
側壁工	十四年一月四日	十五年二月初旬	同 四月十四日	同 上	
被覆工	十三年十二月六日	同 一月中旬	同 三月十八日	同 上	

側壁工 十四年五月二十一日 同 二月下旬
 路面工 十四年十二月三十日 同 三月下旬
 同 六月二十三日 二月下旬
 十五年一月四日 三月下旬

七事 故

本工事ニ於テハ特ニ事故ト稱スベキモノ殆ドナク岩質不良ノ個所ニ於テモ 幸何等ノ事故ヲ見ズ隧道内ニ於テモ一人ノ犠牲者ヲモ出サズ極メテ順調ニ工事ヲ進メ得タリ 右ハ全ク本隧道ガ概シテ岩質良好ニシテ 出水極メテ少ナク工事中突發ノ事故ノ發生スベキ原

八 隧道ノ 効果

完成後ノ本隧道ノ効果ヲ具體的ニ説述スルコトハ極メテ困難ナルモ距離短縮勾配緩和ノ結果ヨリ生ズル經濟上ノ利益左表ノ如シ

新舊兩線ノ比較 (自農事試驗場前至大上番所稱)

距離	現在	改修後 (即隧道完成後)	摘要
最高通過標高	2里33町	2里8町	25町短縮
最屈曲最小半徑	770尺	465尺	305尺遞減
平均勾配	2間	40間	
最急勾配	1/26	1/31	
折疊又ハ直曲	1/10	1/15	
	39ヶ所	1ヶ所	38ヶ所消滅

以上路線改修ノ結果齎スベキ利益ノ或一面ヲ(假ニ節約ト名ツクル)掲記スレバ次ノ如シ。(次頁ニ掲出ス)

祝 辭

二十五號國道日見隧道開鑿工事其ノ功ヲ竣ヘ本日之カ開通ノ式典ヲ舉ケラルルハ邦家ノ爲寔ニ欣幸トスル所ナリ

由來長崎市ハ對外貿易地トシテ夙ニ形勝ノ地位ヲ占メ内國各地

間トノ交通亦日ニ滋キテ加外ルニ拘ラズ陸上交通ノ唯一幹線タル二十五號國道ハ幅員狹少加フルニ日見峠ノ峻坂崎嶇トシテ行路ヲ阻ミ近時急激ニ進歩セル高速交通機關ノ要求ニ應ズル能ハザルノ憾特ニ深キモノアリ長崎縣當局意ヲ之ガ改築ニ致シ大正十年ヲ以テ工ヲ創ムルヤ拮据精勵先ツ長崎市内道路ノ改築ヲ竣ヘ今ヤ更

節 約 概 算

(交通量現在ノモノニ依ル)

車 車 人 者 計 計	動 馬 商 行 日 通 通 計 計	自 荷 擔 歩 一 一 年	一 往 復 二 對 一 節 日 二 付 一 現 在 價 金 八 拾 餘 萬 圓 改 修 後 五 十 一 萬 圓 差	
			日 一 往 復 二 對 一 節 日 二 付 一 現 在 價 金 八 拾 餘 萬 圓 改 修 後 五 十 一 萬 圓 差	日 一 往 復 二 對 一 節 日 二 付 一 現 在 價 金 八 拾 餘 萬 圓 改 修 後 五 十 一 萬 圓 差
車 車 人 者 計 計	動 馬 商 行 日 通 通 計 計	自 荷 擔 歩 一 一 年	日 一 往 復 二 對 一 節 日 二 付 一 現 在 價 金 八 拾 餘 萬 圓 改 修 後 五 十 一 萬 圓 差	日 一 往 復 二 對 一 節 日 二 付 一 現 在 價 金 八 拾 餘 萬 圓 改 修 後 五 十 一 萬 圓 差
			40回	3,600
			80回	2,000
			150人	309
			150人	200
				381,000
				136,065,000

二本隧道開鑿ノ功成ルヲ見ル惟フニ本隧道ノ開通ハ今後引キ續キ
 施行セラル、改築工事ノ竣成ト相俟ツテ地方ノ開發産業ノ振興ニ
 資補スルトコロ極メテ大ナルモノアルヲ疑ハズ冀クハ爾後ノ改良
 工事ニ一層ノ努力ヲ爲スト共ニ管理維持ニ力メ以テ本道路ノ効果
 ナ全カラシメラレムコトヲ一言所懐ヲ述ベテ祝辭トス

大正十五年四月三日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

朝鮮方面

十箇年計畫で朝鮮の新道路網

朝鮮總督府は朝鮮の道路網完成を期する爲め、大正十五年度以
 降十ヶ年計畫で着手するに決定した、十五年度の事業計畫は國費

支辨額百二十萬圓で其内譯は、三浪津密陽間五萬圓、城津鏡城間
 五萬圓、京城海州間三萬圓、忠州益德間二萬圓、雄基隱城間六萬
 圓、北青甲山間三萬圓、義州惠山間十萬圓、昌城楚山間二十萬圓
 安州富山間五萬圓、晋州橋梁設十三萬圓、全鮮橋梁改良工費三十
 萬圓、其他十六萬圓、地方費に對する國庫補助は大正十五年度一
 二三等道路改修工費に對し十九萬二千圓を支出し、其内譯は平安
 南道一萬七千圓、江原道三萬二千圓、咸境北道三萬二千圓、咸鏡
 南道三萬五千圓、京城府幹線道路改修工費四萬圓、其外道路修繕
 費に對し國庫より四十八萬五千圓を補助することとし、各道別補
 助割は五月頃に決定を見る筈なり、此計劃の遂行に依り十年後に
 は多年の縣案である朝鮮國境警備の上に重大の關係を有する國境
 道路も完全に出來上る筈である。